

5月25日税理士法改正案可決・成立!!
そしてその評価は…

主月税連

- 118
- 119
- 120
- 121
- 122
- 123
- 124
- 125
- 126
- 127
- 128
- 129**
- 130
- 131
- 132

Jun.15.2001 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

No.129 JUN.15.2001

Content



特集 税理士法改正

P3 - P15

税理士法改正までの経緯と主な改正事項の概要と評価 ————— 3~7

小池幸造 (静岡大学教授 東京税理士会前制度部長・元全国青税会会長)

緊急座談会 ————— 8~13

税理士法改正雑感 会長 芥川 靖彦 ————— 13~14

税理士法改正に思う 法対策部長 新島 敬 ————— 14

「補佐人制度創設」に寄せて
税務訴訟の実践を通じたの出廷陳述権について 稲田 昌之(近畿) ————— 15

役員研修会報告

P16 - P18

「納税者権利保護」確立目指して30年

長谷川 博(神奈川)

特別寄稿

P19 - P24

電子申告と電子認証

横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授 松本 勉

PR

P25 - P27

名古屋大会のご案内 全国大会実行委員長

INFORMATION

P28

Thanks Letter from 芥川会長

編集の現場から

発行人・芥川 靖彦 編集人・香月 千鶴子

巻頭論文

税理士法改正までの経緯と 主な改正事項の 概要と評価



静岡大学教授 小池 幸造
(東京税理士会前制度部長・元全国青税会長)

I 改正までの経緯

1・平成12年9月21日、日税連理事会で機関決定

日税連は、「税理士法改正要望書」(以下、要望書)を9月21日開催の理事会で機関決定した。森日税連会長は、席上「要望書の100%実現を目指す」と公約し、正式にはこの理事会決定で20年ぶりの税理士法改正が進みだすことになった。(要望書の提出先は、税理士法改正が政府提案であるため大蔵省であるが、実質の提出先は事務担当である国税庁となる。)

この要望書の作成にあたっての特徴は、税理士会が

独自に検討して作成したものでなく、国税庁との協議のうでで作成されたということである。その意味では、国税庁の税理士法改正に対する「理解と協調」が伺える。しかし、なぜ国税庁が「理解と強調」を示したかといえ、日税連と国税庁がお互いの思惑の中で、基本的には「55年法改正の轍を踏まない」方針を採ったからである。この方針の具体的表れが、会員に対する日税連執行部のしつこいまでの「一枚岩」要請である。

2・理事会決定までの経過とその不透明性

日税連は、平成7年6月・日税連制度部「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」を各会に意見照会し、平成8年12月・日税連「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」の審議状況について(報告)を公表し、これをベースに法改正項目や内容を「勉強会」と称して検討してきた。この間に、規制緩和問題が浮上し、規制緩和関連項目も検討項目として入れざるを得なくなってきた。

しかし、日税連では、この「タタキ台」に対する意見集約や「審議状況」の内容が、法改正のベースとなる決議はしていなかったのである。日税連は、過去3回にわたり「論点整理メモ」の公表をしているとするが、メモはいわば個々の意見の羅列にすぎない。要望書作成手続や内容検討過程の不透明性は否定できない。

実は、要望書案は9月になってから、筆者の知る限り

で6回は変更されていた。特に理事会に提出する要望書の検討のために9月に開催された日税連・税理士法改正対策特別委員会全体会の際に提案された要望書案は、最終的には「文意を変えない範囲で会長一任」となったが、理事会に出てきた要望書案では明かに文意が変わっていた箇所があった。この点を全体会に出席した委員が抗議をしたが、「文意は変わっていない」との答弁で強行されたという経緯もあった。

このような状態のままの日税連執行部の「一枚岩」の要請は、あまりにも手続無視で身勝手な要請といわざるを得ない。「改正項目」だけを提示し、具体的内容不明の段階における「一枚岩」要請は、業界の民主主義が未成熟であることの表れ以外のなにものでもない。これでは「俺に任せろ、悪いようにはしない」ということと同様で、共同体社会の統治方法の典型であると指摘されても仕方があるまい。

3・理事会決定後の動向

この要望書に対し、12月7日「付け」で、国税庁から「税理士制度改正要望」書が公表され、要望書とは異なる内容の個所があった。その一つは、「税務訴訟における補佐人制度の創設」について、本人訴訟の場合の補佐人が除かれている点である。この本人訴訟の場合の補佐人は、要望書作成の段階から議論があったところである。つまり、日税連でも本人訴訟の場合を除くとすべきという意見もあったことになる。穿った見方をすれば、要望書に初めから本人訴訟を除くとした場合、理事や一般会員の反発がでて理事会を乗り切れないために、リップサービスのためだけに要望書に載せたことになる。その2つは、修士の学位取得による試験免除の見直し、より強化され、試験科目免除制度となった点である。要望書では、試験免除対象となる学問領域を限定した結果、ダブルマスター廃止の論拠が希薄となっていたところ、内閣法制局からの提案に基づいて修正されたのである。この見直しを強化した内容は評価できる。これらの点の他にも異なる内容の個所は、要望書では法49条の16(総会

決議の取消及び役員解任)の規定の廃止を求めているが、これが役員解任部分だけが廃止(削除)となり、また税理士法人の支店設置を認めないとしていたのが、認めるとされた点などであった。

その後、平成13年1月8日に与党3党による「税理士法改正要綱試案」が公表され、この要綱試案に基づいて法律案要綱が作成され、法律案が作成されている。この与党3党案は主税局が原案を作成して検討したものと聞いている。この要綱試案では、書面添付制度に係る意見聴取制度の拡充について、国税庁・税理士制度要望では「当該申告書に関し意見を述べる機会を原則として与えることとする。」とあったのを「当該書面に関し…」に変更された。これは、法体系上妥当な変更であった。

法律案は3月9日に閣議決定された。その後、政治状況の判断から参議院先議で国会に上程され、さる5月25日衆議院本会議で可決成立したのは周知のとおりである。

II 主な改正事項の概要と評価

1・裁判所における補佐人制度の創設(法2条の2)

要点

- ・税務訴訟だけでなく、租税に関する事項について、裁判所に届け出るだけで、補佐人になることができ、陳述することができる。
- ・ただし、本人訴訟の場合は除かれ、弁護士たる訴訟代理人とともに出頭しなければならない。

税務に関する事項について、税理士が裁判所の許可を必要とせずに、専門家として補佐人になることができ、法廷において陳述することができる制度が創設された。このことにより、税理士は税務争訟において、不服申立段階だけでなく、訴訟段階でも専門家として関与することができるようになった。ただし、本人訴訟の場合は除かれ、訴訟代理人がいる場合に限られる。訴訟代理人も弁護士の場合に限られる。

今まで、税理士は、民事訴訟法に基づく補佐人として訴訟に参加することができたが、裁判所の許可が必要であり、かつ、許可されるケースが少なかった。また、

民事訴訟法上の補佐人は、専門家としての補佐人制度ではない。

改正法は、税務に関する専門家としての補佐人として構成されている。しかし、この補佐人制度は、本人のための補佐人というより、むしろ「弁護士たる訴訟代理人の補佐人」に等しい。なぜなら、本来、税務の専門家の援助を必要としているのは依頼者なのであり、訴訟代理人がいる場合に限って補佐人となれるとするのは、代理人の補佐を職務とすることになるに等しいからである。

とはいえ、税理士が補佐人になるということは、法廷で税理士が陳述できることであり、証人尋問もすることができる。対税務行政との関係では税理士はいわば「受身」であり、調査官の質問検査権の行使に原則として応える義務がある。ところが、法廷で税理士が補佐人として税務署職員に対して証人尋問した場合、立場は「受身」から逆転するのである。この立場を

納税者のために有効に活用すべきであろう。なお、陳述には尋問は含まないとする意見があるが、筆者は民事訴訟法上の補佐人ではあったが、法廷で証人尋問した経験が現実にあることをお伝えしておきたい。

しかし、裁判所において補佐人として納税者の権利を擁護できるとするならば、この納税者の権利の擁護は、まず税務調査の段階でなされなければならない。仮に税務代理をした納税者に対する税務調査の結果更正処分を受け、訴訟段階まで行ったとした場合に、税務調査の段階では納税者の権利擁護が不十分であったが、裁判所において補佐人になったから納税者の権利擁護が十分にできる、とするのは自己矛盾である。

補佐人制度が導入されたことにより、税理士は税務調査に際して、今以上に納税者の権利擁護を図るべく、専門的知識を高めなければならない義務が課せられたと考えるべきなのである。

なお、昨年9月21日の日税連理事会決議では、本人訴訟の場合も含まれていたが、国税庁段階ではずされ、内容的には後退した。法1条の「使命」の「独立した公正な立場」から、本人訴訟の場合は消極的とする意見があるが、本人訴訟の場合であってもなら「使命」に矛盾するものではない。むしろ本人訴訟の場合においてこそ、税理士が補佐人となることが国民の利便性の観点などから望ましいのである。(注)

2・修士の学位取得による試験科目免除制度の見直し(法7条)

要点

- ・修士の学位取得による試験科目免除は、次の2点が必要条件である。

- ①税法に属する科目等又は会計学に属する科目等に関する研究による学位取得で、国税審議会の認定を受けたものでなければならないこと
- ②税法に属する試験科目のうちの1科目又は会計に関する試験科目のうちの1科目について合格していること

- ・平成14年4月1日以後に大学院の課程に進学する者から適用する。

無試験で税理士資格取得できるとして、雑誌などにも大々的に掲載されていた制度に、これでやっと楔が打ち込まれた。

法案は、現行制度より試験科目免除となる対象学問分野を狭め、原則として「税法に属する科目」と「会計学に属する科目」に特定した。

しかし、法案は「税法に属する科目その他財務省令で定めるもの」(会計学についても同様)と定め、財務省令で税法以外の科目が規定されることが推定される。確かに、対象学問分野を「税法に属する科目」だけに限定することは難しい。例えば、憲法専攻の

学生が、「租税法律主義」を中心とした論文により修士の学位を取得した場合はどうだろうか。このような場合も想定できるが、対象学問分野を財務省令に白紙委任したわけではない。税法に属する科目に関連する学問分野で、かつ論文内容の多くが税法に関するものに限定されるべきであろう。

この点、改正法は「当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、」と限定をしておき、論文内容について国税審議会が認定を行なう制度となったことは、評価できる。

また、現行の修士による学位取得による試験免除は、まさに試験免除であったが、法案は、税理士試験の税法に属する科目の1つは合格していることを免除の必要条件としている(会計学も同様)。つまり、修士の学位取得による試験免除制度は、「試験科目免除制度」に移行した。

なお、業界紙などによれば、この法案内容は規制緩和の流れに逆行すると受けとめている向きもあるが、規制改革委員会は、むしろ受験生との公平性や制度の信頼性の観点から試験免除制度に疑問を投げかけているのであり、法案は規制緩和の流れに逆行するものではない。

3・税務官公署職員の指定研修について財務省令に規定(法8条十号)

要点

- ・指定研修内容が、財務省令で規定する要件を満たす研修となった

現行は、国税審議会が認める「研修」であったが、

改正法は「財務省令に定める要件を満たす研修」とした。「会計学に属する科目の試験合格」と改正できなかったことは残念であるが、そもそも政府提案の法改正であったため、自ずと限界があると認識しな

ければならない。

念のため、この点に関する改正法全体を記載すると、「財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験科目のうち会計学に属する科目について前条第1項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもを習得することができるものと認めて指定したものをいう。」としており、指定研修の質的レベルについて、試験科目の会計学に属する科目

に合格する程度のもを習得できる内容をそもそも条件としている。情報公開法の実施に伴い、国税庁では研修内容や研修修了試験の合格率などを積極的に公表していく方針と聞いている。今後は指定研修の内容が試験合格程度を確保できるものかどうかなどの監視が容易となり、指定研修の質的レベルは自ずと向上していくことが期待される。



4・税理士法人制度の創設（法48条の2～48条の21）



要点

税理士業務を組織的に行なうことを目的として税理士が共同して設立する法人制度を創設

法人の基本形態→合名会社形態、法人主体型

- ・法人名→名称中に「税理士法人」という名称を必ず使用
- ・社員→税理士に限る。2人以上、上限なし。
- ・業務範囲→法2条1項の税理士業務十定款で定める業務（財務省令で規定した範囲内）
- ・設立手続→準則主義。設立登記により成立。日税連への届出。
- ・支店→設置可能
- ・社員の常駐→事務所には、社員の常駐が必要。複数の事務所がある場合は各事務所1名の社員（その所在する地域の税理士会の会員）の常駐が必要。
- ・対外的な民事責任→全社員が無限連帯責任。
- ・社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。
- ・法45条（脱税相談等による懲戒）・法46条（一般の懲戒）に該当する場合は、社員等に併せて懲戒もある。
- ・その他→競業禁止。税理士会の会員になる。

改正法は、合名会社を準用した法人主体型の税理士法人を規定した。この合名会社の規定を準用した税理士法人は、よく言えば「人間の絆」で結ばれ、悪く言えば「相互監視」の会社制度といえる。

税理士法人制度の内容について、詳細にわたることは紙面の都合上不可能なので上記以外のポイントを記載する。

○業務内容について財務省令で予定されているのは、「税理士業務に付随しない会計業務」と「税理士業務に付随する社会保険労務士業務」。この「税理士業務に付随しない会計業務」定款に記載すれば、基本

的に現在の会計法人の業務は税理士法人に吸収されよう。税理士法人の定款に税理士業務に付随しない会計業務を記載して、なおかつ会計法人を主宰する社員税理士は、競業禁止規定に該当する。

○社員税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けることはできない（法案40条4項）。つまり、税理士法人の社員は競業禁止のため、事務所設置義務が無いということである。しかし、競業禁止を解除できない資格者の法人制度は、税理士法人だけである。理由は社員税理士に2ヶ所事務所を持たせないためと聞き及ぶが、その実質は国税庁と税理士会の「監督」のし易さためであろう。

○税理士法人が契約主体であるため、税務代理は法的には法人が行なう（法案32条、33条）。ただし、「当該税務代理に係る税理士」が「税理士証票を提示しなければならない」と規定されており、税務代理を行使する税理士を特定しておく必要がある。委任状の記載事項が財務省令で定めることになっているが、委任状には法人名や所在地等と併せて、特定した税理士氏名の記載が必要となろう。

○税理士法人は、成立の時に当然にその所在地の属する税理士会の会員となり、支店設置登記をしたときは当然に支店設置所在地の属する税理士会の会員になる。このため、法人の会費や会員権の範囲が問題になる。法人は自然人たる会員と同じ権利義務を有するのであるから、会員権を制限する場合は会則で記載する必要がある。例えば、選挙権、被選挙権、総会決議権などを制限しようとする場合は、その旨の会則記載が必要である。

なお、対外的な責任について無限連帯責任制を採用したことで、法人の大規模化が防げるとすることは、詭弁である。社員税理士が2人で勤務税理士

を数多く雇用すれば、大規模法人は出現するのである。

また、弁護士法人制度も今国会で成立した。弁護士法人は合名会社制度を基本的に準用し、民事上の責任については原則として全社員が無限連帯責任を負う。ただし、「指定社員」という制度を設け、指定事件についての債務の負担は指定社員のみが法人と連帯してその弁済の責めに負うものとしている。この仕組みは、東京税理士会・制度部が提案していた「税務法人」と同じものである。これからの競争社会を見据えた場合、社員の責任を制限することのほうが制度として経済社会に適合していると考える。税理士法人制度と弁護士法人制度の創設が、同時期に国会の審議となり、かつ同じ政府提案でありながら、異なる仕組みが採用されたことには問題がある。

5・勤務税理士に関する規定の整備（法2条3項）

要点

- ・税理士は、他の税理士又は税理士法人の補助者として法2条業務に従事することができる

この規定は、よく理解できない規定である。一つは、条文の通りに読めば、いわゆる勤務税理士のことだけを規定しているとは読めず、他の独立して開業している税理士のことにも含まれると読まざるを得ない。いま一つは、「補助者」という概念自体が理解できない。法2条業務を「補助者」として他の税理士が行なえるのであろうか。「補助者」としての税理士と税理士法1条との関係もわかりにくい。

法30条により、税務代理する場合は、委任状を税務官公署に提出しなければならない。つまり、委任状に「補助者」たる税理士を記載しないままで、「補助者」として税務代理をすることはできない。委任状に補助者たる税理士を記載すれば、それは依頼者から委任を受けていることに他ならず、補助者という概念は必要ではないと考える。

ところで、改正法40条との関係でどうか。現行40条は「事務所設置の義務」であるが、改正法40条は「事務所の設置」とタイトルを変更しており、「税理士（税理士法人の社員（財務省令で定めるものを含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。」としている。この財務省令には、いわゆる勤務税理士も含まれると聞いている。つまり、勤務税理士には税理士事務所の設置を必要とされないことになる。事務所とは、「税理士

業務を行うための事務所」であり、勤務税理士にはその事務所の設置義務がないということは、勤務先においてのみしか税理士業務ができないことになる。昨今の雇用形態は多様化している。にもかかわらず、このような規定をすることは、勤務税理士を拘束することに他ならない。雇用の多様化という時代の流れに逆行するといえよう。

この点を解決するには、勤務税理士が自己の「税理士業務を行うための事務所」を設置し、自己の事務所を持ちながら他の税理士の「補助者」として法2条業務を行えばよいのである。しかし、この解決方法には、勤務先の所長税理士の理解を必要とする。

以上の他にも、書面添付に係る意見聴取制度の拡充、税理士会の役員解任権の廃止、行方不明会員の登録抹消、通知公認会計士制度の廃止、会則による報酬規定の廃止、会員の研修に関する規定、業務に関する紛議の調停に関する規定などが改正点となっている。

最後になったが、今回の税理士法改正内容は、われわれから見ても十分とはいえないが、政府提案としては全体として一歩前進として評価したい。そして、今回の法改正は、弁護士と公認会計士の税理士自動登録制度の廃止に向けた10年戦争の開始、と位置付ける必要がある。

(注) 東京税理士会制度部では、司法制度改革審議会に「税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設」に関する意見書を提出している。税理士の補佐人制度についての詳細な意見については、この意見書を参照されたい。

緊急座談会

平成13年3月9日に閣議決定、4月11日参議院で可決後、衆議院財務金融委員会において審議されていきました「税理士法の一部を改正する法律案」は、平成13年5月25日午後1時過ぎに附帯決議が付され原案通り可決・成立しました。

広報部では、これに先立つ5月11日に税理士法改正運動に全青税執行部として関わってこられた皆さんによる緊急座談会を開催し、改正までの全青税の運動と皆さんの思いを大いに語っていただきました。



出席者

岩田 俊一(元会長)
橋本 和枝(元会長)
麻木 義弘(元会長)
富田 光彦(元会長)
山本 大志(元法対策部長)
徳田 匡泰(東京青税会長)
芥川 靖彦(現会長)
新島 敬(現法対策部長)
宮川 雅夫(税理士法改正対策部長)
香月 千鶴子(広報部長)
藤田 美恵子(広報部員)

◆今回改正の全体像◆

宮川 はじめに、今回の税理士法改正に関しての全体像、感想を現会長の芥川さんをお願いします。

芥川 現行税理士法が改正されて50年の節目、約20年ぶりの税理士法の大改正が行われ、現在審議中ということですが、現執行部としては、公平な資格取得の路線を承継した税理士法改正を主テーマとしてこの1年取り組んできました。3月9日に閣議決定した前後に税理士法改正の担当国会議員の方々から説明にきてほしいということがありまして、今回の法改正について何人かのところに行って説明してきました。同時にリーフレットもお渡しして、勉強会とか論点の整理をしました。そんななか、3月30日の衆議院財務金融委員会においてある委員が、「税務官公署職員の試験免除については改正し、きちっと試験を受けたほうがよいのでは」という趣旨の発言がありました。この内容は衆議院ホームページの議事録に掲載されています。この件につきまして、即日国税労組が税理士法改正反対の声明を出しまして国会活動を開始したということがありました。全青税も関係しているのではないかとということでクレームの電話とか連絡がきましたけど、勿論、この件について全青税は一切かかわっていないというのが事実ですが、しかし、そういう発言が税理士法を審議する場面以外でも飛び出すというのは公平性、透明性を求める時代の流れで公平な資格制度について関心が高まっているのではないかとということと、過去全青税が配布しましたリーフレット等が国会議員の方々の中に浸透していったのではないかなという印象を強く持ちました。

◆資格取得制度—全青税の運動◆

宮川 それでは、資格取得制度の改正に絞ったところで、

お話をさせていただきたいと思います。

岩田 税理士法改正の全国青税の動きから言いますと、91年粕谷さんが会長のときに青税が考える税理士法の理想の改正案という内容の小冊子を作りました。私が会長の94年には芥川さんが法対策部長で、全国青税は「8条は廃止、3条も1項1号だけ」にしようということで日税連に意見書を提出しています。

それはやっぱり、商法改正について法務省の中間試案が出てますよね、それから公認会計士法を変えるという話もありますよね。公認会計士の人数を増やすために税理士も簡単な試験で公認会計士になれるという話もあるようなんですけども、監査業務をする場合同一人が継続してはいけないことにするという公認会計士制度の改革案が出ています。やはり、その縦割り論からすると税理士も8条は廃止、3条も資格試験一本でやって行かないと、公認会計士が増えてどんどん税理士業界に進出してくるようになるいろいろな問題もできますし、また商法改正の問題もあるので、縦割り論をちゃんとやって、公認会計士は公認会計士の業務、税理士は税理士の業務、資格は公認会計士は公認会計士の試験、税理士は税理士の試験で資格をとると、今も考えています。

宮川 今回はどうでしょう？

岩田 一歩、前進とは思いますが。ただ、公認会計士法と商法改正の絡みで税理士業界がどんどん追いやられる可能性がありますので、そのところをちゃんと絡んで検討して行かなくてはならない。

宮川 97年の橋本会長の頃からやや路線が変わってきましたね。

橋本 私が会長のときには、もうそろそろ税理士法改正の動きが起ってくるのではないかとという時期にかかってきていました。そこで全青税としては、資格取得制度を中心に取り組んでいこうということになりました。それで現実問題としてどう取り組んでいくのか、このまま8条全廃のままでいくのかということ、もう少し現実的な

線を出していこうということになりました。しかし、8条全廃のままでいくべきという意見や全青税の会員の中にも学位免除で取得した人もおり学位免除を残すべきという意見もあり、両方大きく分かれていました。そこで、改善の方向としては、「資格取得制度は税理士試験に一本化する、試験免除規定は全廃、試験制度の抜本的改革に着手すべき」としながらも『当面は』税理士法8条を改正して、学位による免除は会計学科目と税法科目のどちらか一方の選択とする、税務官公署勤務経験による免除は税法科目に限定するという、とした内容でリーフレットを作成し、運動をしていくこととなりました。また、資格取得制度についての運動が自分たち税理士業界のエゴと見られないために、納税者の権利を守るためには一人ひとりの税理士の資質の検証が不可欠です。そこで、無試験で税理士になれる現行制度を見直しましょう、国民のための税理士制度を確立しましょう、ということのスローガンにしてリーフレットを作成しました。資格取得制度については『当面は』ということで進んできたわけです。

山本 現実路線を最初に言い出したのは、近畿の畠山さんでしたね。

富田 97年に「タタキ台の審議状況」が出たので、翌年に橋本さんのところで、これは何かやらなくてはいけないということで、大きく言うとあの時はパンフレットを作ろうという流れと、もうひとつは意見書を作ろうという流れがありました。当時、何をみんなで議論したかとつらつら考えると、あのときは21項目が出たので、その範囲内で意見書を作るのか。それとも、やっぱり1条の使命をきちっと言うべきだとの流れがありましたね。

宮川 そうですね。それと、橋本さんのときに、日税連の会長が平田会長から森会長に変わった。で、森会長から積極的に全青税と懇談をしたいという申し入れがあって、それで、多分、法改正が実現しそうになってきたから、全青税も現実的な運動になってきた。要は、日税連が話を聞いてくれそうになったというのも大きいですね。聞いてくれないんだったら、やっぱり理想論という話になったかもしれない。

ところで、リーフレットをまとめる時にいくつか議論がありましたね。テーマとして、特に近畿に強かったんですが、学位免除中心にしてOB免除は言わなくていいんだよとこういう意見もあったし、一方で東京中心に、

やっぱりOBが問題なんだよという意見がありましたよね。**橋本** リーフレットを作成するために東京から何人かが近畿へ行って打ち合わせをしましたが、その時はほとんど学位免除中心に話をしてきたんですよ。しかし、リーフレットを作成していくうちに学位免除だけでOB免除が入らないのはおかしいということになったんです。私がお会長のときは、このリーフレットを作成して運動したことと、山本さんの苦心でとても良い意見書が出来たと思っています。

山本 私が全国青税の理事会に初めて出たのは、法対策部長になってからだったんです。今までの流れで法対策部長は難しいとか、意見を変えないだとか、硬いとか、そういうイメージで見られてきたと思うんですね。僕も理事会の雰囲気とかわからないので、畠山さんの意見をきっかけとして、いかに従来の意見を評価しつつ流れを変えていこうか、タタキ台の21項目とかの勉強をかなりして、要望書の言葉をうまく表現するところが苦心しましたね。

雰囲気を変えた結果がああいう意見書なりリーフレットになったのかなと思います。僕自身は、リーフレットの中身とかはみんなが決めていったからそれを文章にしただけですが。

宮川 さきほど芥川会長が言われた予定外の国会質問なんかも、多分そのリーフレットをあちこち撒いたというのがきっかけになったのかな。成果としては大きかったですね。それでは、もうひとつ富田さんにお聞きしますけど、一方で規制改革委員会のいろいろな流れがありましたね。資格取得制度に関して、規制改革の方向とはもしかすると逆行するような問題について、ある時から急に資格取得制度は透明にせよとトーンが変わったのは、富田さんの仕掛けがあったんだと聞いてますが。

富田 これは、話をするとかなり長くなるんですが、規制改革委員会とのお付き合いは僕の前年の麻木執行部の時に、とっかかりを作っていただきまして、まずヒアリングが1999年だからその前年の1998年の秋に、当時の法対策部長の木下さんの労作で規制改革委員会に対して意見書を出したのが初めてなんです。あとで規制改革委員会の田名辺さんとお話をしたとき、当時税理士業界の中で一番早くてボリュームのあるものだったと、聞きました。

ですから、そのときの努力の成果が、翌年1999年6月

座談会参加メンバー（順不同・敬称略）



宮川 雅夫 税理士法改正対策
本部 長
(司会者)



芥川 靖彦 現会長



岩田 俊一 1994・5年度会長

14日のヒアリングに繋がったんですね。で、結果的には日税連よりも一足早く規制改革委員会とのコンタクトができた、という流れがありました。今にして思うと、確かに税理士制度もひとつ大きな規制ですからこれを撤廃せよという大きな流れがあったにせよ、個別に見ていくと公平に世の中をしていきたいとする、そういう流れもあったんですね。そのためには、官主導から民間主導へ首尾よく移行していくのが、社会の流れだろうというのが底流に多分あった。当初8条の問題で言われていたのは、税理士制度をOBが退官した後の民間の受け皿にしようという発想を当時規制改革委員会は持っていたんですね。それを試験を受けてきた人間の立場という新しい視点を田名辺さんにいろいろ提案してきたわけです。そうしてきましたら、やはり入り口が非常に不公平であるということに気づかれまして、結果的にはこれが最終的な規制改革委員会の見解の中に一文まったく違う方向性から入れていただくことができました。

宮川 規制改革第2次見解にかなり長い文言が入ったんですね。

学位についても指摘したし、OBについても経験と免除科目との関係を精査せよという言葉が入り、それが今回の8条改正につながったという風に言えるかもしれない。

さっき富田さんも言われましたけど、確かに、あの時は日税連よりもさきに全青がヒアリングを受けたんですね。それを聞いた日税連の専務が激怒したという話も聞きました。それでは、徳田さんにその辺のリーフレットを作ったお話とか規制改革委員会のお話とか、お願いします。

徳田 私も山本さんと同じように山本さんが法対策部長のときに「東京だけか出る」ということについて行ったのですが、このリーフレットを作るときに、青税は変質したのかとか、8条はどうか、今までの路線変換するのかとずいぶん私の耳にも入ってきました。この「当面は」というのがなかなか理解していただけなかったようでした。

今日来るとき、過去のリーフレットとか議案書とか見ってきましたら、ちょうどその3年前の橋本さんあたりから日税連の森会長との懇談会の申し入れとか、世の中の流れもいろいろ変わってきていましたね。

富田さんが会長の時、法対で規制改革と税理士法改正

と2本立てという考えでいろいろ文章を書いてきたんですが、実はこれは1本だったんですね。規制改革自体が、いろんな法令なり条文なりの見直しをしていくというシステム的な問題だと思いますので、結果的に税理士法というものを見直すきっかけ、呼び水になったと言いましょか、税理士法改正の流れを決定付けてくれたのではないのでしょうか。特に資格取得問題については規制改革委員会からの後押しもあって、今回の改正で少なくともWマスターに関することは取り上げられたんではないかと今思いますね。

宮川 近畿のほうはどうでしたでしょう。

麻木 もともと資格取得制度、8条全廃については、近畿においてもそれほど変わらなかったですね。ただ、あまりにきっちりしすぎると相手にしてもらえない部分が出てきますよね、必要なことなんでしょうけどね。だから、僕が考えたのは、橋本さんのときに日税連の対策をやってくれて言われたときにも、もうちょっと議論が出来るところまで、自分たちもある程度譲歩していかないと話にならない。門前払いされたら、それは話にならないわけですから。そういったことは、ずっと考えてたことです。で、自分が会長になったときもそういう方向性から規制改革委員会に意見書を出し、結果として、話を聞いてもらえるような形になった。あのときの会談は、当然8条中心にお話しました。で、私のときには、規制改革委員会の「論点公開」が出たし、またその前に日税連から「論点整理メモ」が出ました。その絡みで、ずっと、橋本さんのときに出したリーフレットを中心とした運動を展開していきました。それについては近畿は、比較のお話をしながらいきたいという方向性がいつもありました。

宮川 だいたい8条については意見がでたようですが、新島さん、現職の法対部長としていかがですか？

新島 だいたいもう先輩方が作ったリーフレットを改訂して、最終的に仕上げたというか・・・

ただ、今回、修士論文の売買のホームページを印刷してばら撒きました。学位免除について一科目は試験を受けることとされたこと、あと不正の手段による取得については取り消されるという規定がついたのは、その効果があったと思います。あとはもう私のほうはいろいろ書いただけで、下地は皆さんでやっていただいたと思っています。

宮川 修士論文がインターネット上で売買されていると



橋本 和枝 1997年度会長



徳田 匡泰 1999年度法対策部長・現東京青税会長



新島 敬 法対策部長

いうのは、国会答弁でも国税庁の大武次長がこういうことがあるから見直していくと言ったんですね。あれはかなりの枚数をコピーしてあちこち撒きましたから、結構決め手になったかもしれない。

岩田 これについては、坂田さんが東京税理士会の制度部長をやられていた当時、税理士法改正要綱というのを平成5年5月に作ったんですが、このとき「8条はマスターじゃなくてドクターにしろ」と、この時からその動きはあったのはあったんです。これはだから、条件闘争は条件闘争でやるけれども、青税は筋を通そうというのが今までの考え方だったんで、坂田さんがこうやって作ったのは、税理士法改正を少なくとも前進させるために、当時からこういう話は実はありましたんで、まあぼつと出た話とは違います。それがどンドンどンドン時代が流れてこういう風になっていったんですね。

◆資格取得制度一評価は？◆

宮川 つぎに中身についての評価ですが、もうすでにご案内のとおりですが、免除対象の学位は原則として博士になった、それと同時に修士の場合はその領域のなかで1科目は本試験という風になりました。それから、税務官公署職員については、本文改正についてはそれほどドラスティックな改正ではないんですが、指定研修を財務省令で基準を定めるということになって、これは国税庁の大武次長が国会答弁で、修了試験を課することとする、それから研修内容を公開すると明言されていますので、その意味からすると当初求めていたものときわめて近いと言えるかもしれない。そこも含めての評価はいかがでしょうか？おそらく学位免除については120点、OB免除については60点ぐらいになるのかもしれませんが。

岩田 税務官公署の試験科目を財務省令で定めるという点ですが、これが具体的にどういう内容なのか逃げられちゃったような感じがしたのがちょっと中途半端だなというところですね。それと学位のほうはとりあえずいいのではないかと思います。厳しくはなったんじゃないかな。

橋本 リーフレットを作成した当時は、会計科目でも税法科目でもどちらでもよいから何かひとつは受けてほしいという思いでした。ですから、今回両方とも一科目は受けなくてはいけなくなりましたので学位免除については120点ぐらいかなと思います。

税務官公署職員については、55年の税理士法改正のとき私は受験生でした。そのとき国会へ陳情に行った印象からOB免除についてはいくら運動しても国税労組が強くて全然変わらないのではないかと、それでもこれを何とかしなければという思いがずっとありましたので、そういう意味ではいくらかでも手がついた、修了試験でも何でもひとつの突破口になるのかなと思います。

麻木 そのとおりですね。運動論としてやってきたことが評価されたということ。日税連の中でもそれなりの動きがあったでしょうし、規制緩和という問題の後押しも結構大きな流れだったのかなと思います。その中で公平性というのがでてきたのかなと、とくに税務官公署の指定研修の公開なんて、情報公開の立場から見てもいいことだと思います。それを見て一般の国民がどう思うか、そういうことが大事だと思うんですね。一般の税理士試験は当然試験問題は公開されていますから、それと同レベルとまでいなくても、かなりの水準でやっているんだということが国民の中で理解を得られれば、それはそれでひとつの成果だと考えます。

この改正については今後の取り扱いについては気にはなるところですけども、かなりいい点をあげられるんじゃないかな。今後もこの件については運動して欲しいと思います。

富田 OBの免除とダブルマスターの問題とは本質的には違うと思うんですね。

実はこの時機が来たから本当のことを言うと、今回の改正の中でやはりOB免除は重要な位置付けだった。それはなにかと言うと、税理士制度自体が改正されるに当たって、民間の健全な制度になるべく近づくための改正をわれわれは目指してきたんですね。そのひとつの表れなんですよ。

1条の問題はたしかに「使命」というところで非常にとっかかりが難しかったんですが、言ってみればひとつの税理士会(税理士)のスタンスの試金石のような気がしますね。ですから、OB免除について、向こうは相当抵抗があるだろうと確信していましたし、法案自体が政府提案ということで議員立法にならなかったという当初の方針が変わった時点では、非常にOB免除は難しいかなと思っていました。

ただ、途中に、規制改革委員会という別の流れがきまして、何回か国税庁も規制改革委員会とヒアリングを行っていったと思うんですが、その中でOBの免除に



富田 光彦 1999年度会長



山本 大志 1997年度法対策部長



麻木 義弘 1998年度会長

関して日税連の要望案自体が現状随認でしかないのではという指摘を委員会のほうからされたようです。そこから言われてかなり困ってたと言う情報も入ってました。ですから、時代の流れが青税が今までやってきた流れに少しずつ近づいてきたな、とくにOBの問題についてはそう思います。ただ、最終的に今回は条文のなかでは具体的な改正にはならなかったもので、これからは、情報公開の流れから監視し、修了試験の中身をチェックしていくという具体的な作業も、これからの全青はしていくべきではないかと考えます。情報公開法もこの4月から施行されていますので、具体的な要求をしていくという作業をそろそろやったほうがいんじゃないかな。

徳田 博士が免除になっているということですが、5年後、10年後は、博士がいくらでも転がっている時代になっているでしょうし、そのうえに大博士が出てきたりってことも。そうなった場合には、この8条というのは骨抜きにされるんでしょうね。あとは、OB免除に関しましても、第一歩だという話はいろいろあちらこちらで伺いましたけど、第二歩はあるのか。第二歩がないまま、このまま10年も15年も経過することがないように少しネジを巻かなくてはいけないのかなという気持ちは今でもあります。

芥川 私も同じです。学位についてはわれわれのリーフレットより前進している点は評価しています。事務経験者については当初全く手が入らないのかなと感じていましたので、前進であったと率直に思っています。政省令委員で今後どうなっていくか検討して頂きたい。

新島 指定研修の内容については財務省令で定めるのですから、その検証はわれわれも注意していくべきだなと思います。情報公開を求めて、それを開示していかねばと思います。

●税理士法人・勤務税理士●

宮川 青税が中心に取り組んだのは資格取得問題ですが、ほかにもいろいろテーマがありましたので、特にここというのがありましたら。

麻木 税理士法人制度については、だいぶニュアンスが変わってきましたね。私のときは税理士法人については検討しながら賛否両論拮抗していたと思うんです。このあたり過去の流れはよくわからないんで、私より前の全青では反対の立場だったと思うんです。僕らのころはちょっと違って、総合的法律経済事務所の話が出てきた頃で、日税連では、税理士法人は良いけど、ワンストップサービスはだめだというニュアンスのことを言っていたんですが、そこがちょっと整合性がないと思ってたんです。

それを言うんだったら税理士法人ももっと慎重にならざるを得ないのかなと思ってたんですけども、そうじゃなくて、どんどん進んでしまったなというのが偽らざる印象です。

あつという間に、税理士法人ができて、弁護士法人ができて、特許業務法人は実際施行されていますし、監査法人もあって、実質的にはもうワンストップサービスの方向性できているようです。すでにシステムチックに動いているところもあるみたいです。

富田 税理士業界の側からだけで考えて、法人が良いとか悪いとかということじゃないんだよね。

税理士制度もほかの制度も、結局、国のひとつの仕組みでしかないわけで、そういう大きな流れの中で税理士界も変わらざるを得なくなった。だから急に早くなっちゃたわけだね。

麻木 僕個人的には、当初から法人化は賛成でしたけどね。

宮川 私もこれはよく検討しないでばたばたと作っちゃったのかなという印象がすごくあるね。

全青で出版委員会を作って、冊子を6月には出しますが、それで今資料を集めているんですけど、短期間のうちにえらく変わってるんですね。富田さんが言うように税理士の論理はあまり関係のない、要するに大きな流れの中でダーと行っちゃってる。その流れはもう誰にも、国税庁とかにも止められないという印象ですね。

麻木 一番最近気にしているのは商法監査の問題ですね。青税は今までは全体的に反対だったでしょう。ただ、ニュアンスが変わってきている。今後の一番大きな問題は、監査役制度とか財務書類の公開とかに移ってきていますよね。そういうことを考えると、それは新しいチャンネルが増えるのか、それともそれは税理士としてあまりすべきことでないのかという点で議論が当然起こってくると思います。

岩田 さっき冒頭で言った縦割り論ですね。同一利害関係人が監査業務をできないとすると、たとえば、税理士ひとりが監査業務をできるとしても公認会計士法上税理士を継続してできないということで、それはやっぱりある程度税理士法と絡んで商法も考えなくてはいけない。

麻木 そう考えると、たとえば税理士試験の科目も再検討して、監査ができるような形にするのかどうかということもありますよね。

岩田 公開を望んでいる会社やこれから目指していくような会社はそれなりのものを公開しなくてはいけない。適正性の担保として、税理士なり何なりが証明するというのが日税連で、それと公開と両論でやっていること。

麻木 公開が先に立つのか、適切な担保というのがさきに立つのか難しい問題ですよ。多分規制改革の流れからいくと公開が先にくるという。

宮川 そうですね。今は公開先行となる流れで、監査制度を作ろうという考えはないようです。

麻木 外圧というかアメリカからの要求からだと商法改正を中心に今働きかけをしているようです。

宮川 多分、これから青税の次の大きなテーマはそこら辺になるでしょうね。

税理士法がとりあえず変わりましたから、少なくとも5年くらいは次の改正というのはいないでしょう。そう

すると平成14年の国会で絶対あがってくるのが商法改正ですね。

徳田 勤務税理士についてですが、ちょっと迂闊にも青税で取り上げられずにきてしまいましたけど、所長税理士の使いやすいような形での決まり方ですし、勤務税理士の税務代理のことですとか非常に大事な業務上の規定に関するものが飛んでしまって、ただただ、税務調査におまえ代わりに言ってこいよ、みたいな規定に読めますね。

青税は勤務の立場から税理士業務に入ってくる人が多いので、こういう親方税理士の視点からの法改正にはちょっと提言を申し出、もうちょっと制度的な問題をきちんと抑えたいと思います。なんだかぼやぼやとしているうちに通っちゃったという感じですね。



リーフレット

●今後、全青税は●

宮川 最後に税理士法改正案の可決を受けて、青税執行部として今後どう対応していくのか、芥川会長お願いします。

芥川 税理士法改正の総括につきましては、理事会で

検討していますので、まとめ次第これは意見発表をしていきたい。政省令につきましては、全青税の意見を日税連に可能であれば提出して、議論の場に全青税の意見を取り上げてもらうようはたらきかけたい。

宮川 これで今回の座談会終了いたします。ありがとうございました。

税理士法改正雑感

～この一年を振り返って～

深夜ひとり、インターネットで税理士法改正の国会の審議中継を見ていた。

法改正の動向にこれほど関わるとは。もともと青税はボランティアとわりきっていたし、まさか会長をやるとは思ってもみなかった。

一年程前、全青税理事会の前、会長等推薦委員会で突然に会長の指名を受けた。そのときは、単位青税、東京青税の会長であったし、青税の役員歴もすでに10年と長く、東京の会長の任期を務めたら青税も卒業と考え、最後の一年と全力投球をしていた。だから、もう一年やれと急に言われても戸惑いのほうが先行した。まして約20年振りの税理士法改正の年にあたるわけだから、文句はいわれても褒められることのない執行部になるわけで、会長の引き受け手はいないだろうし、かといって現執行部留任では申し訳ないし、「で、どうするの、おれはやりたくないよ。」と何度も断りつづけ、東京の当時の執行部に相談すると「やるしかないだろう!応援するよ。協力するよ。」と冷たい他人事的な対応で、再度「本当にいいの。大変な年だよ。白髪増えるよ。痩せるよ。」と念をおしたが、最後は「しょうがないだろう。おまえがやらないと。」「往生際が悪いな。」という全面支援を受けて、東京青税の執行部のメンツが全青税の執行部に横滑りという、去年の名前ででていますというか、お馴染みさんということでスタートを決意した。

新執行部体制作りをしていると99年組単位青税会長、

代幹同期が、次々と協力表明をしてくれて東京青税、地元の板橋、豊島青税の後方支援もあり、あっという間に心強い体制ができてしまった。

ここ3年の全青税執行部の路線は「資格取得の公平」を税理士法改正の前面にかかげ地道に国会陳情をし、わかりやすいカラーのリーフレットを作成し関係者に配布をしてきた。新執行部もこの路線を引き継ぐことを確認した。神戸大会で新執行部が誕生すると直ちに日税連会長に税理士法改正についての特別講演の依頼をし、初めての企画が大阪で実現した。それまでの青税活動の経験で当事者から直接話を聞くのが一番良いと感じていたし、日税連が近々に税理士法改正要望書を発表するということなので、それならば早く話を聞ければと。そして青税会員ひとりひとり自分の感じるままの意見をぶつけてみればよいのではと思った。

東京にもどり日税連の税理士法対策特別委員会の全体会を傍聴した。日税連の要望書の骨格が見えてきた。そして、9月21日、日税連の理事会で要望書が機関決定された。全青税は全国から30名を超える同志が理事会を傍聴し、その後東京駅の近くで、拡大法対策部会を開き、要望書について意見交換をした。そして各単位青税に持ち帰り、単位青税の意見をまとめてもらい、10月の全青税の理事会で意見集約をした。

2日後、日税連に出向き、会長に全青税の意見書を手渡し、読み上げ、説明した。リーフレットを改訂し、

会長 芥川 靖彦

配布した。

11月の恒例の秋季シンポジウムが終了すると、国会議員のところへ行くことにした。それまで自分の身内に政治に深く関わっていた者がいたため、反発から政治にはなるべく関わりを持たないようにしていたが、税理士法の改正のためであるならば、と自民党、民主党、保守党、公明党と議員を訪問し、全青税と法改正とリーフレットの説明をした。みな非常に好意的でとても理解を示してくれた。

年明け連立与党の合意ができたとき、日税連から懇談の申し入れがあり応じた。詳細は「ぜんせいだより」や全青税HPで報告したとおりであるが、ずいぶんと全青税に気をつけてくれるものと感心した。確定申告期にはいり一時活動は中断と思われたが税理士法改正を担当する議員から説明にきて欲しいと依頼があった。野党の委員が中心であったが、説明に向かった。よく

話を聞いてくれ、勉強熱心の議員もいた。法改正の国会審議も間近かということで議員との接触には誤解を招かないよう最大限の注意を払った。業界一枚岩を堅持しつつも全国の青税会員の声を届けたい気持ちで一杯であった。

国会の審議中継を見ていると、流れは規制緩和、自由競争の時代に突入したのではと感じた。

自分は答えのない道程が好きである。税理士法改正の意見集約は多様な意見のある中で時間と根気のいる仕事だけれど、着地点に近づこう努力した。

全青税を通じて知り合った韓国税務士考試会の幹部と話しているとき、長い税理士人生のうちほんの少しの期間、制度発展のため情熱を燃やすことがあってもよいのではと意気投合した。納税者のため業界のために良かれと行動したが結果は後世が評価するだろう。

「税理士法改正」に思う

法対策部長 新島 敬

「税理士法の一部を改正する法律案」が内閣から提出され、衆議院本会議で決・成立した。昭和55年以来、21年ぶりの大改正である。

今回の改正法の概要は次の通りである。

- (1) 受験資格要件として、税理士事務所の事務職員に対し実務経験年数を現行の5年以上から3年以上と短縮し、その地位の向上を図る。
- (2) 試験科目の一部免除規定として、修士の学位による試験免除につき、税理士法第8条第1項第1号及び第2号の両方を修得して税理士試験を回避、抜け穴とする現行制度の弊害が顕著となっているが、試験科目に相応する学問領域に限定すると共に、試験免除をする場合は、免除しようとする分野(税法3科目・会計2科目)の税理士試験の1科目以上の合格を条件とする。また、修士論文の審査を税理士審査会(国税審議会)が実質審査できるよう規定する。税務官公署職員の試験免除の見直しとして、税務官公署職員の試験免除については、試験科目の免除に係る指定研修について、所定の試験に合格することが必要であるなどの指定基準を明らかにするとともに、国税審議会は、当該研修が当該指定基準を満たしているかどうかを継続的に検証することとする。
- (3) 税理士の法的地位の確立として、税務当局の更正処分前に意見陳述の機会を与える(第35条)。計算事項・審査事項記載の書面として税理士法第33条の2の書面を添付した申告書を提出した納税義務者に対する税務調査着手前の税理士による意見陳述の機会の付与。税務訴訟における税理士の地位に関する規定として、裁判所の許可を要せず、補佐人として、

当事者又は訴訟代理人と共に出頭し陳述できることとする。

- (4) 税理士法人制度の設立を定め、合名会社に準ずる特別法人とし、社員は二人以上で上限は設けない、従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員を常駐させなければならない。
- (5) 許可公認会計士を廃止する。

特に全青が取り組んだ「税理士法第8条」の問題に手が付いたことは、非常に大きな事だと思う。これも偏に諸先輩方の運動の積み重ねの賜であり、この改正を期に今後、定期的な「税理士制度」の見直しの必要がある。「時代に即応した税理士制度」確立のために全青も積極的に提言し、税理士の地位向上と共に、国民により一層信頼される税理士となるよう希望したい。

バブル経済崩壊後、我が国経済は今回復の兆しが見えていない。企業も省庁も再編が進み、雇用形態の見直しや、規制緩和などさまざまな改革を強いられ、まさに「未来への過渡期」といえよう。企業経営者を動かす税理士にとって、21世紀最も必要とされるのは、「強力なリーダーシップ」であろう。リーダーシップをとるためには、時代に合ったアドバイスなども必要とってくる。また、既存の専門的知識は、より細分化され、法律家としての税理士は、幅広い知識と、時代への迅速な対応がなければならない。

「補佐人制度創設」に寄せて 税務訴訟の実践を通じての出廷陳述権について

稲田昌之 (近畿)

はじめに

この事件まで、税務調査における決着はすべて修正申告、結局納税者と当局の間に入り問題の調整をすることが税理士の仕事と考えていました。

初めての更正処分、当然の事ながら異議申立・審査請求・訴訟も全くの未知の世界で、やったことがない怖さ、不安は大きいものでしたが、納税者Sさんの憤りと自分が今まで持っていた税理士としての理想を求める気持ちとが訴訟まで流れていったと思います。

事件の経緯

原告がその所有する不動産を担保提供し、自ら経営のT社振出の金融機関借入用手形に原告及びその息子は連帯保証人として記名押印し融資を受けたが、T社倒産により、原告は保証人としてその所有する不動産を売却し、当該譲渡代金の全てにつき所得税法64条2項の適用を受けた。

当局は、長男に対しては50%の求償権がありかつ長男は資金ありとして、譲渡代金の50%部分についての法64条2項の適用を否認した。

原告の主張は

- ①その振出手形の全てに長男の自署は一切なく、原告が長男に無断で長男の名前を署名押印していたとして保証否認を主張
- ②仮に長男が保証人としても今回の不動産担保に基づく借入枠は7億円とその融資実行手段として金融機関借入用手形を振出したもの(約50枚)であり連帯保証としてその負担割合50%としても原告の今回譲渡による保証債務履行額は3.2億円で総額の50%すなわち3.5億円は超えていないので長男に対する求償権は発生しないと主張

一審判決を受けて

平成11年9月28日提訴しました税務訴訟の一審判決が平成13年5月9日午後1時10分奈良地方裁判所で言い渡されました。結果は原告全面敗訴でした。勝訴率数パーセントの税務訴訟ですからある程度予想はしていた結果でしたが、その判決理由をみて愕然としました。

今回の訴訟の争点の1つは保証したか否かです。

被告(税務署)は当時の銀行担当者から聴取の「長男には保証人になることにつき説明し承諾得ていた」との内容の質問照末書を提出してきました。

原告は長男が法廷で宣誓をし『保証は全くしていない。』と言い切り、父である原告本人も法廷で宣誓をして『私が勝手に息子の実印を使った。銀行提出の質問照末書は嘘だ。』と言い切りました。

よって被告は当然に当時の銀行担当者を証人請求し裁判所に判断をおおぐと予想していました。

しかし被告は当時の銀行担当者の証人請求をせず(銀行としても出ていきたくなかったのでは?)又裁判所も証人請求を行いませんでした。

しかし判決理由では

『原告の主張は、質問照末書に照らし俄には信用できない』とされました。

被告が提出したく銀行担当者の言ったことを書いた書類の方が原告及びその長男が宣誓をして法廷で証言したことより信用できるとされました。

この裁判で負けたことより負けた理由のいい加減さに無力感を感じました。

保証否認はこの訴訟の最大の争点であり裁判所も当時の銀行担当者を証人と呼ぶべきであり、その基本的なこともせず被告提出の書面を信じて判決理由にされました。

また判決理由においては次のように記載されています。

『乙1号証判決書によれば、審査請求時における被告の主張は、すなわち「長男SSはN銀行の意向を聞き、形式だけでいいということで、このことを原告に確認した上で実印を渡し、N銀行の手形に原告が連帯保証人としてSSの記名押印をすることを承諾した。」旨主張していることは明白に相違し、この相違は、原告及びSSの上記供述の信憑性を強く揺るがすものである。』

しかし判決書原文は次の通りです。

「長男SSは、請求人から形式だけで良いから連帯保証人として手形券面額上に長男SSの名前を出してほしい旨のN銀行の意向を聞き、請求人に正規の連帯保証人ではないことを確認した上で実印を渡し、N銀行の手形に原告が連帯保証人として長男SSの記名押印をすることを承諾したものであり、長男SSは、当該手形を見たことがなく、具体的な借入金額、返済期日、金利等についても承知していない。」

被告有利に判決書原文を編集して、それが判決書原文そのままのように「」まで付けて判決理由にされました。

原文通りでなく被告有利に編集されています。なぜ審査請求時の判決書を集めてまで判決理由にされたか?

また争点の2つ目は、長男に求償権が発生するか否かです。

原告の主張に対し裁判所は異議決定・裁決と同じく金融機関借入用手形と商業手形は同じでその振出ごとに連帯保証人は選択でき50枚の手形個々の判断になる。よって、今回原告弁済の手形24枚個々に2分の1の求償権が発生するとされた。

金融機関借入用手形はその実質は借入書であり、銀行が手形交換所に取り立てにまわすものでなく、商業手形とは全く異なるものである。その実態を見れば物件の範囲内の総額保証にしかなり得ない。この点に関する主張の弱さは大いにあったが取引実態を理解できない裁判所では原告の主張は聞き入れてもらえず異議決定・裁決の判断をされた。

これらを考えると裁判所としては最初から答え(国の勝ち)ありきで、そのための理由を1年7ヶ月に及ぶ裁判中に探していたとしか考えられません。裁判所とはもう少し公平なところかと考えていたのですが、やっつけられないというのが正直な気持ちです。

そしてこれから

以上負けてはなにを言ってもはじまりませんが、これでは税理士が出廷陳述権を獲得しても国を相手の行政訴訟の場合、裁判所が原告の主張を聴く姿勢がない限り全く無意味です。国にはさからわず、税務署と納税者の間にたつてうまく修正申告で完了させるほうが絶対賢いです。(うまくたまわるには)

しかしそれではいつまでたつても、税理士の社会的地位は向上しません。当局の処分には納得できない場合、訴訟に持ち込み完全にマヒした司法(裁判所)の目を覚まさせない限り税理士の社会的使命は果たせません。

平成13年5月22日、原告は大阪高等裁判所に控訴されました。原告と最後まで一緒に戦い抜きますので、全青税の会員の皆様にも支援いただきますようお願いいたします。

稲田会員の闘いに対し、近畿青税の有志により「Sさんを支援する会」が結成され、この報告が近畿青税シンポジウムにおいてもなされました。

広報部

役員研修会報告

『納税者権利保護』確立目指して30年

今、国税通則法改正の議員立法へ

平成13年4月15日に行われた役員研修会の内容に
講演者の長谷川会員に加筆していただきました

長谷川 博 (神奈川)

<http://www.cyberoz.net/city/hirohase>

● 日本の納税者に権利はない

近年の租税負担の増加や、また制度の複雑化などによって、権利保護は極めて重要な政策課題となっている。だが現在の日本の税制の中に、残念ながら納税者の一般的権利の保護を目的とした法律や、あるいは納税者権利憲章といったものは、いまだ制定されていない。これは主要先進諸国の中でもっとも立ち後れた状況といえる。

国税に関する一般法である「国税通則法」第1条(目的)の中にも納税者の権利保護については見当たらない。かつて通則法について、改正の動きがあったことはあったが、あまり大きな話題にはならなかった。そんな動きがあったことすら一般の人には知られておらず、新聞もまったくといっていいほど、報道していない。

現行法で納税者の権利としてあげることができるとすれば、税務署が下した更正処分などの課税処分に対して異議申し立てしたり、裁判をおこす権利というつまり事後救済、処分を受けた後の不服申し立ての権利である。だがこれは当たり前のことで、われわれはそこではなくて、処分する前の事前救済手続きこそが、本来の納税者の権利だと考えている。そうでなくてはならないはずである。欧米では、まず最初に納税者の権利があり、そのあとに法律、制度がついてくるのだから。

そこで「TCフォーラム『納税者の権利憲章』をつくる会」(TCはタックスペイヤーズ・チャーター〔納税者憲章〕の略)が中心となって国税通則法の改正を働きかけている。私もその運動にたずさわってきた一人だが、法案を提起するにあたっては、まず議員に働きかけないといけない。そのとき与党にアプローチするよりは野党にしたほうが現実的であろうと考え、全部の野党に実際に立法・立案を働きかけている。現在のメインは民主党で、あとは社民党と共産党。この3党には実際に決起集会などにも参加してもらっている。

2000年6月30日には代表の北野弘久日大教授や池上惇京大名誉教授などが呼び掛け人となり、衆議院議員会館会議室において「納税者の権利を確立するための市民のつどい」が開催され、国税通則法改正の推進を訴えてきた。民主党3人、社民党1人、共産党3人および代理出席4人といった国会議員や学者、税理士、市民団体のメンバーなど計120人近い出席があった。

またそれにさきがけTCフォーラムは、同年5月23日には民主党税制調査会に出席して、この改正問題を「国税通則法の一部改正する法律案の試案」として説明。法律改正を議員立法(参議院先議案)として提案するため、山口哲夫前参議院議員や大淵絹子参議院議員らに参議院法制局と擦り合わせのために協力してもらった。

概要としては、基本理念としてまずは公正をかかげ、税務行政に関する国民の理解を得るために、国税当局は必要な情報提供と苦情等への誠実な対処をしなければならないものとした。また、事前通知なしの調査をなくすため、国税庁等の職員は、税額の確定の調査のための質問、検査をする場合は、その事前手続きとして、14日前までに、その相手方に書面で通知しなければならないことなどを、盛り込んでいる。今後はこの改正案を、権利保護の問題に積極的に関わっている、民主党の河村たかし議員試案として法案の成立を目指していくことになっている。

ただ、民主党の党内事情もあり、劇的な変化がすぐにやってくるとは考えられないが、地道な努力により、国会議員の意識もだいたい変わってきているように見えるので、期待はしている。

活動の中心のTCフォーラムのもともとの母体は、「不公平税制をただす会」といって、当時の旧社会党系を中心とした組織で、そこから枝分かれしたものである。ここに参加している税理士は全国青年税理士連盟に所属している会員がほとんどだ。いまここまでお話しした納税者の権利の問題は、実は30年も前から言われ続けている問題である。

● 景気の悪化でトラブル続出

日本のこういった権利保護が規定されない状況下で、さまざまなトラブルが発生している。税務署調査官が質問検査権を理由に、納税者の許可を得ずに、机やタンスを開けてまわったり、直接納税に関係のない書類まで書き写していくといったことが、かなり行われている。あくまで任意調査のはずだから、納税者の同意なく勝手に机を開けたりすることは憲法違反だし、プライバシーの侵害にもなる。現在税務調査の90%以上は任意調査。以前映画『マルサの女』がヒットしたが、あれはあくまで査察の話だ。質問検査権は任意調査である以上、無制限などでは決していない。

ここ数年とくに苦情が多くなっていること背景には、景気が悪くなり、税の徴収がきつくなったということがある。今年7月から導入される「納税者保護官」制度（仮称）は、従前の相談官から分離しただけで、課税庁から独立していない。税務署内のノルマもきつくなったと思われる。従って納税者の苦情を適切に処理するためには、米国や韓国などにみられるように「納税者憲章」がその前提に導入されなければならない。権利保護の制定が急務だ。

● 政府見解と国税通則法改正の機運

国税通則法改正に関しては、これまで齊藤勲参議院議員の質問主意書で政府の見解が明らかになっている。税務行政の適正手続に関する質問主意書（1999年12

月14日）に対する政府の答弁書（2000年1月14日）（<http://www.cyberoz.net/city/hirohase/sitsumon2.html>参照）に示されている。

すなわち、政府見解を要約すると、所得税については、所得税法234条、同法236条、判例の見解及び税務運営方針で必要な事項が定められ、独自の体系が整備されている。したがって、諸外国の納税者の権利保護に関する法令に規定されているような納税者の権利については、日本国憲法第84条に定められているいわゆる租税法律主義の下、各税法において具体的な規定が設けられているものがあること及び各税法の具体的規定等の趣旨に則した適正な税務行政により、基本的にその保護が図られているので、質問のような理由に基づいて国税通則法の改正を行うことは考えていないということである。

これについて、その後の質問主意書（2000年5月29日）と政府答弁書（同年6月20日）（<http://www.cyberoz.net/city/hirohase/situmon3.htm>参照）があるのでURLを参照していただきたい。

なお、TCフォーラムなどの努力もあり、本年4月17日付民主党の参議院選挙政策「7つの改革・21の重点政策」の税制改革の中に「納税者権利憲章」制定が公約として入ったこと、そして4月25日に国税通則法を改正する法律案（資料）が先の参議院法制局案より一歩前進して衆議院法制局でまとめられたことは画期的である。

「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための
国税通則法の一部を改正する法律案」

国税通則法(改正後の姿)

第一章 通則

第一節 総則

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(第二条～第四条 略)

第一節の二 税務行政の基本理念等

(税務行政運営の基本理念)

第四条の二 税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を旨として行われなければならない。

- 2 国税当局は、その職務の執行に当たっては、国民のプライバシーを尊重しなければならない。
- 3 国税当局は、税務行政に関する国民の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処しなければならない。
- 4 国税庁、国税局、税務署及び税関並びに国税不服審判所の当該職員は、その職務の執行に当たっては、国民の権利利益の保護に常に配慮するとともに、国民が納税に関して行った手続は、誠実に行われたものとして、これを尊重することを旨としなければならない。

(税務行政運営の基本方針)

第四条の三 国税庁長官は、前条に定めると税務行政運営の基本理念にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならない。

(納税の主体たる国民とに対する文書の作成及び普及)

第四条の四 国税当局は、第四条の二に規定する事項及び納税の主体たる国民の権利利益の確保のために必要な事項の概要に関する文書を作成し、普及しなければならない。

- 2 前項の文書は、納税の主体たる国民の立場に立って、平易な表現を用いたものでなければならない。

(中略)

第二章 国税の納付及び徴収

(第一節～第三節 略)

第四節 質問又は検査の事前通知等と

(税額の確定に係る調査等のためのと質問又は検査の事前通知等)

第三十三条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のための所得税法第二百三十四条第一項その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査（以下この条及び次条においてそれぞれ単に「質問」又は「検査」という。）をしようとする場合には、質問又は検査をする日の十四日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認めるに足る相当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 相手方の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所
 - 二 当該職員の氏名及び所属する官署と
 - 三 調査を必要とする理由
 - 四 質問又は検査の根拠となる法令の条項
 - 五 質問をする事項又は検査をする物件
 - 六 質問又は検査をする日時及び場所
 - 七 次項に規定する変更の申出に関する事項
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。
 - 3 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項ただし書に規定する場合において、質問又は検査をしようとするときは、その相手方に対し、同項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供)

第三十三条の三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行った場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報を提供するものとする。

(以下、略)

特別寄稿

電子申告と電子認証

横浜国立大学大学院
環境情報研究院教授

松本 勉

1 はじめに

国税庁による電子申告実験が平成12年11月から平成13年3月まで実施され、結果の概要が国税庁のウェブページ(<http://www.nta.go.jp/>)に掲載されています。東京国税局麹町税務署または練馬東税務署への所得税、法人税または消費税の申告に関わられた税理士の皆さんには実験に参加された方もいらっしゃるかと存じます。この実験は、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)で「国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする」とされています電子申告制度の導入に向けた準備作業の一環と位置付けられます。私は縁あって平成11年6月から国税審議官主催の「申告手続の電子化等に関する

研究会」に参加し、専門であるセキュリティ面を中心に意見を述べました。

上記実験は、この研究会の検討結果(「望ましい電子申告制度の在り方について」平成12年4月:概要は国税庁のウェブページに掲載しています)も参考にして実施されたとのこと。政府では今後、これらの検討結果や実験結果を踏まえ、システム開発、法令改正等の必要な措置を講じていく予定とのこと。

この実験とは直接関係ありませんが、以下では、今後整備されていくであろう電子申告を支えるセキュリティのポイントについて、電子認証を中心にまとめてみようと思います。

2 電子申告とは

さて、電子申告とは何でしょうか。簡単にいえば、紙の納税申告書の提出に代えて、インターネット等を通じた納税申告のデジタルデータ(記号化された情報)の送信をもって納税申告手続を可能とする方式です。多くの企業の業務や進んだ個人の情報管理はデジタル化されています。税務署も、国税庁も、税理士事務所もデジタル化されています。ところが、これらの間は紙のままで情報が交換されていました。電子申告とは、この情報交換もデジタル化し、納税者・申告を行う者・申告を受ける側にとって利便性の向上とコストの低減を図ろうというものであると思います。

たとえば申告者がインターネット用のブラウザを持っていれば、申告先のウェブページにアクセスして、ガイドに従ってデータを入力して申告書を整え、内容の確認をして、後で説明します電子署名を施し、押印したのと同じような状態にして申告書を完成させ提出する、というような形で電子申告ができる可能性があります。インターネットを当たり前のように使っている人々にとっては、このような

申告の形態は非常に便利です。ウェブを用いなくても、申告書作成支援ソフトウェアをパソコンに入れておき、上記と同様に申告書を完成させて電子メールで送信するという形にもできますね。会計ソフトウェアで使われている電子データを(必要であれば書式を変換して)申告者や税理士の電子署名を施してインターネットで送信する、という方法も自然な方法でしょう。

ここに出て来ました電子署名は、デジタル文書のセキュリティを高めるうえで大変重要な働きをする暗号技術です。本稿のタイトルにあります電子認証はこの電子署名を支える仕組みです。暗号技術のポイントについては次節で紹介しますが、その前に、情報セキュリティ以外の論点について簡単に触れておきましょう。

電子申告では、申告者と申告先(電子申告を受け付ける行政機関側)の二者間において、申告者が申告書を申告先に提出するという方向の流れと、逆向きの流れとがあります。また、税理士から申告書案を受取り、それを申告書にして、申告先に送るという流れもあるでしょう。

申告先等との間のデジタル文書の交換について、第三者に依頼するというパターンがあるかもしれません。どのような手順が妥当なのか、よく検討しなければなりません。

それから、申告書本体がデジタル化(電子化)されたとして、添付すべき文書も全てデジタル化(電子化)されれば問題はないのですが、それにはまだ時間がかかりそうです。たとえば領収書が電子的に発行される

という状況はまだ一般的にはなっていません。したがって、紙の添付文書を電子申告に際してどうするのかということは制度を整備する上でポイントの一つとなります。利用者の手元に取っておくとか、別途郵送するとか、といった選択肢がありますね。このような方法では紙の部分がまだ残ってしまいますので、電子申告への移行期にはコストや手間がかかるという可能性も考えられます。

3

電子申告と情報セキュリティ

電子申告の大事なポイントとして、情報セキュリティをデジタル化に合った方法で保障することが必要です。

デジタル化(電子化)の最大のメリットは、どのような媒体で処理を行うか、どのような媒体に蓄えておくか、どのような媒体を通じて伝送するかということが問われないメカニズムを採用できるということです。紙の世界では、紙と文面が一体化された文書というものが重要で、文書には印が押されていたり手書き署名がなされたりしていますが、文面だけを単に電子化(デジタル化)しただけですと、同じものが簡単にコピーされたり、改ざんが容易には見破られにくくされたりする可能性があります。ですから、少なくとも紙の場合に達成されていたレベルに相当するレベルの情報セキュリティは、デジタルの場合でも、それに適した方法により、達成するよう工夫が必要となってきます。

情報セキュリティは、一般に、あるセキュリティ管理上の方針(ポリシー)を定めておいて、その方針に矛盾しないようにセキュリティを制御していくというプロセスにより達成されます。インターネットを利用した電子申告のパターンには色々の可能性があります。そのどれも、分解すれば二者間のメッセージの授受になります。例として申告者Cと申告先等Sの間でメッセージをやり取りする場合の課題という形で見てみましょう。

最初は認証(authentication)の課題です。まず申告先等Sが、申告者Cが本当にCさんなのかということを確認したい。これをエンティティ認証(entity authentication)といいます。それから申告者Cと名乗る人から来たメッセージ(申告書)Mが途中で誰かに改ざんされていないかどうかを確認したい。これをメッセージ認証(message authentication)といいます。同様に、申告者Cは申告先等からあるメッセージRを受け取るとしますと、申告者は、これは本当に申告先等Sから来たのかどうか、それから申告先等が出したまま改ざんなどされずに届いているのかどうかを確認したいということも課題です。申告書の作成に関わったものでなければ作成できない証拠を

デジタルな申告書に含ませることができれば、この課題は解決できそうです。その方法が電子署名(electronic signature)またはデジタル署名(digital signature)と呼ばれる暗号技術(cryptography)です。

守秘(confidentiality)の課題もあります。これは申告の内容が本来の宛て先である申告先等S以外の人に見られてしまつては困るので、それをどうやって防ぐかという課題です。

インターネットではデータが送られるとき、データを中継するルータなどの機器をたくさん経由していきますので、そういった場所でモニタすることは誰かが行うでしょう。よって、申告書を誰かが見ている可能性を否定できないために、本来の宛て先だけがメッセージを読めるようにしようというニーズが生じるのです。申告書Mをそのままの形ではなく別の形(暗号文といいます)に変えて送信し、指定された宛て先Sでのみ、もとの申告書Mに戻すことができるという工夫により、この課題も解決できそうです。その方法が暗号化(encryption)と呼ばれる暗号技術です。

三つ目の課題です。これは申告データに限らないのですけれども、データの処理・保存・管理において、一貫性(integrity)や守秘性が重要になります。例えば、ある申告が、かつて申告したことがありリストに載っている人から来たものだということが判つたとします。しかし、セキュリティ上の措置を施していませんと、申告書をストックした段階で、誰から来たものであるかの証拠がなくなつてしまつては困ります。受け取った者が改ざんできてはいけませんし、勝手にプライバシー情報を流出できるようではいけません。メッセージ自体がそういう攻撃に耐えられる構造を持っていて、文書管理の方法もしっかりしているということが重要になってきます。

関連しますが、四番目としましてシステムの可用性(availability)、耐障害性(fault tolerance)、耐侵入性なども課題となります。いわゆるクラッカーが、申告書もどきをたくさん申告先等に送りつけて来たりしますと、一つ

一つを検査するだけで申告先等の計算能力がパンクします。そうしますと他の真面目な申告者が迷惑を被るだけでなく、ひいては電子申告そのものの信用を失うと

いったこともありますので、対策をとることが必要となります。

4 暗号と電子署名

前節で認証性や守秘性を達成する方法として、暗号技術をあげました。暗号とは、特定の知識(これを鍵といいます)が使えるか否かによって、何らかの操作が効率よく行えるか否かを制御し、そのことによって守秘性と一貫性等のセキュリティを達成する、そのような技術のことです。ドアを開けるのにも鍵を使うからそれと同じことではないか、という疑問を持たれる方もいらっしゃると思いますが、暗号技術で鍵といいますと、普通はデータ(知識)です。ただし、この知識が使えるかどうかは、それが頭の中に記憶されているかどうかで決まる場合がありますし、それがICカードに内蔵されている場合はそのICカードを持っていて使い方が判っているかどうか、という形式で実現されることにもなります。

この知識が使えるか使えないかで、例えば暗号化だとか電子署名の生成だとかといった仕事が簡単にできるかどうかをコントロールして、定めたポリシーで排除したい人(攻撃者)には、鍵を使えないようにして情報セキュリティを達成する技術が暗号です。

電子署名として、ここでは公開鍵デジタル署名方式と呼ばれるものについて整理したいと思います。目的は電子文書の認証ができるようにしようということです。電子文書(=デジタル文書)に対して、電子署名付き電子文書というのを作りたいとします。署名者の署名生成鍵という鍵がありまして、これはその署名者以外には秘密とします。つまりそれが使えると署名を付けられるのですが、使えない人にとっては極めて難しくなるようにします。例えば納税申告等ですと、申告者の電子署名を付けることや、税理士の電子署名を付けることがこれに該当するわけです。

署名付き電子文書に対する処理として、復号と検査があります。署名付き電子文書という形の中には電子文書本来の情報も入っていますからそれを取り出す必要があります。これが復号するということです。また検査とは、与えられた署名付き電子文書が正しく作られたものであるかをチェックすることです。この検査には、この署名者の秘密の署名生成鍵とペアをなす署名検査・復号鍵と呼ばれるもので、これは署名者の秘密ではありません。自ら進んで誰にでもアクセスできるような形で公開する場合もありますし、署名付き電子文書を検査する必要がある人にだけに署名検査・復号鍵を開示すると

いう方法もありますが、そういう意味で公開鍵と呼ばれます。これに対して署名生成鍵は本人しか持ち得ないようにしておき、検査結果を合格とする電子署名付き文書はそれなしでは作れない仕掛けを用意しておきましょう、というのが公開鍵デジタル署名方式です。

詳細は省きますが、整数の素因数分解の計算量的困難性を利用した電子署名の方式が考えられています。例えば21を素因数分解してくださいと問われれば、 3×7 だと大抵の方は一瞬にして解りますが、10進数で300百桁、つまり数字が300個ぐらい並んでいる大きな数が与えられて、これが実は二つの大きな素数の積になっているということが知らされていたとしても、具体的に二つの素数を求めることは簡単でしょうか。何百年も素因数分解という問題の研究がなされており、特にここ20年くらい新しい理論の開拓や計算機の進歩によって、素因数分解を具体的に行える数はどんどん大きくなっているものの、現時点では1024ビットくらいですとまず当分は素因数分解できないでしょう、ということになっています。

そこで、電子政府等でも、この原理に基づく暗号を使う場合には1024ビット以上は必要だというようなことになってくると考えられます。この原理に基づくものとして有名なのがRSA署名方式です。

それから、有限群における離散対数問題の計算量的困難性を利用したアルゴリズムがあります。楕円曲線暗号といった言葉を最近お耳にすることがあると思いますが、それはこのようなアルゴリズムの一種です。楕円曲線という曲線は2次曲線である楕円ではなく3次曲線であり、その曲線の上にある点同士に足し算が定義できるものです。これを利用して暗号技術が作られています。ですから、楕円暗号とか楕円署名というのは誤った言葉の使い方です。

楕円曲線署名や楕円曲線暗号と正しく呼ぶべきです。



5

電子署名に関する注意点

電子署名ないし署名付き電子文書は署名者と書面(内容)とに依存したデータです。電子署名や電子印鑑という言葉で表現されても、手書きの署名や印鑑とは全く違った性質の技術ですので注意しましょう。書類に押印する時、普通はハンコを先に押しておいて後から内容を書いたとしても、そうでない場合と普通は区別がつきにくいですね。署名付き電子文書の場合は、書面にも依存するデータですから、文書内容なしに署名だけを付けるというような文書作成手順をとれないようにすることは簡単にできます。

また紙の場合、稟議書などでハンコを順番に押さなければいけない場合があります。いい加減な処理がなされる場合に、まだらに押して最後につじつまが合えばよいというようなことが有り得るのですが、それをそっくり真似た電子署名を構成することは出来ません。しかし、電子署名を生成する順番を厳格に考慮するような、すなわち既に署名をしてあるべき人の電子署名がないと次の人の電子署名が有効にならないというような、電子署名生成の順番が考慮できる署名方式も作れます。

それから電子署名のフォーマットも重要です。ご存知のようにXML(Extensible Markup Language)という、今後のデータ交換に共通的に用いられていくであろうタグ付き電子文書の体系があります。電子署名を付ける対象となる電子文書はXMLの形が多くなっていくと予想されます。そこで、電子署名をXMLの中にきちんと位置付けようという標準化の活動をIETF(Internet Engineering Task Force: インターネットの技術を決めている団体)とW3C(World Wide Web Consortium: ワールドワイドウェブの規格を決めている団体)が共同で進めており、ほぼ案が固まった模様です。

当然のことですが、署名生成鍵の管理技術がポイントです。署名生成鍵はICカードの中に入れてあったり、あるいはパソコンの中のハードディスクに入れてあったり、あるいは携帯電話の中に入れてあったりというようなことに段々になってくると思います。腕時計の中に入ってくるかも知れません。登録してある重要な実印や社印などを、ずさんに管理していると重大な被害が生じる危険性がありますが、それと同じようなことが、電子署名生成鍵の管理上でも問題となりえます。個々のユーザ、末端のエンティティが適切に署名生成鍵を管理しないと、電子署名自体の全体の信頼性が失われてしまうということになる可能性があります。それをどのようにして担保するのかという課題は極めて困難です。意識の高い

ユーザは気をつけるでしょうが、一般のユーザ全員にそうやってもらわなければいけないとすると何か特別なハードウェアをみんなに配るというような方法がありますが、それはなかなか機能しない仕掛けですので、難しい問題が横たわっています。後で触れます電子署名法は、認証機関側の基準だけしか決めていませんので、末端のユーザの処理までは追いかけていません。しかし、これは今後確実に重要になってくる問題だと考えます。

それから、署名付き電子文書を正しく検査するためには、検査・復号鍵が署名者に対応するという認証性が保証されること、あるいは、検査・復号鍵が署名者の属性、例えば課長さんであるとか、社長さんであるとか、料金を支払っているとか、資格をもっているとか、そういった属性と対応するという認証性が保証されることが、前提になります。これは当たり前ですけれども、電子署名が付いているからといって本当にそれだけでは安心できないのです。署名付き電子文書を受取り、さらに検査・復号鍵も受取り、それらが辻褃のあることを確認できたからといって、その署名付き電子文書は主張されている送り主から来たものなのかはわかりません。なんの保証もありません。署名者ないしその属性とこの検査・復号鍵が対応しているということが、何らかの形で確認出来ないと安心して使えないという特徴が電子署名にはあります。

これは紙にハンコが押されていたり手書き署名が書いてあったりしても同じことで、その手書き署名が本当にその本人のものなのかどうかということを確認できないかぎりは信用できないわけです。手書き署名をしりとかハンコを押したりするのは、後でその人が日常使っているハンコと同じであるかどうかなどを、調査の必要が生じた時点で調査する為の手掛かりを残させておくというためでもあるわけですが、不正かもしれない文書が来た時に水際でそれを防ごうといったことを考えた場合には、非常に重要なポイントです。

電子署名の場合、認証機関というエンティティを設け、少なくとも署名付き電子文書を検査する人にとって信用できる機関であるようにし、署名者(またはその属性)と検査・復号鍵との対応を保証する機能を担わせることが考えられています。署名者と検査・復号鍵の対応を保証する電子文書を、公開鍵証明書とか公開鍵証明証といいます。これ自身も認証機関の署名付き電子文書です。なお、平成12年5月に成立し平成13年4月に施行したわが国の電子署名法では、公開鍵暗号技術だけを対象としたものでなくてより広い概念で電子署名という対象を

とらえていますので、電子証明書という用語が使われています。ちなみに、この電子署名法では、民間の認証機関がある基準を満たす場合に、それを国が認定して、特定認証業務というサービスを提供できるようにし、信頼のインフラを作ろうという動きといえますが、詳細は、法務省と総務省と経済産業省の三省のウェブページに情報が出ておりますので、ご関心の方は定期的にご覧になる

ことをお勧めします。

なお、認証機関という用語における認証(certification)とは、暗号の機能である認証(authentication)とは異なる意味の言葉ですので、若干の混乱が生じています。ですから、本来は証明機関といった方が区別はつくのですが、認証機関ないし認証局という言葉が定着してしまいました。

6

電子認証

認証機関はCA(Certification Authority)といいます。これは三つの機能から成り立ちます。まずRA(登録)という機能があります。署名検査・復号鍵が公開鍵になりますので、公開鍵の持ち主が誰である、またはどういう人であるということを厳密に検査して公開鍵を登録します。この入り口で間違った登録がなされると非常に危険です。本人確認をいかにして行うかが重要になります。次にIA(発行)機能です。RA機能で、公開鍵とその持ち主または属性との対応関係を確認しました。それを保証するために、認証機関の署名付き電子文書を作成します。これを公開鍵証明書といたり、電子証明書といたりするわけです。そしてこれを発行します。発行しっぱなしでは駄目ですので、第三の機能である、VA(照会)機能が必要です。すなわち、通常、電子証明書には有効期限を持たせておきます。1年、2年、5年など色々ありますけれども、例えば有効期限が来る前に公開鍵に対応する秘密鍵が内臓するICカードを失くしてしまったとか、盗まれてしまったとか、その他の要因で失効させて欲しいという場合に、その対応をする機能が必要です。それから、署名付き電子文書を検査する側からは、この公開鍵は現時点でも本当にその持ち主のものでしょうか、というような照会に対応できる体制をとっておかなければなりません。これがVAです。この三つの機能を有する複合体として Certification Authority といっていることが多いようです。

認証機関のプレーヤーとしては、民間の専門会社があげられます。日本ペリサイン、日本認証サービス、エントラストジャパン、ボルチモアテクノロジーなど、色々設立されてきました。民間の認証機関は、個人の公開鍵をその個人と結び付ける証明書を発行したり、機械であるサーバマシンの公開鍵をそのサーバマシンとの対応させる証明書を発行したり、裏方の技術提供をしたり、あるいはアウトソーサになったりという仕事をします。

それから各種団体。先ほど例に出しました日税連など色々な団体または会社です。構成員の管理は当然しているでしょうから、少なくともRA機能はあるわけです。

構成員証と公開鍵証明書ないし電子証明書が一致しているという会社や団体も出てくるでしょう。

このように色々なエンティティが認証機関として働くのだと思います。電子署名法は、民間の認証機関が行う個人の電子証明書の発行に関係する業務に対し、技術基準や運用基準を含む条件を満たすものにつき、特定認証業務という形で認定をしようというものです。わが国では、特定認証業務と認定されない認証業務を営むことは自由ですが、特定認証業務を信頼のおけるものに育てて、デジタルな情報交換に基づく電子政府の構築や電子商取引の活発化の基盤にしようという、ボランティアなライセンス制度を作ったのです。繰り返しますが、特定認証業務における認証の対象はあくまでも人間で、サーバなどは対象になっていません。よって、民間の認証機関の行う業務は、特定認証業務とそうでないものが、並立するということになります。

公的な認証機関を見てみましょう。まず法務省です。法人の代表者の認証を行うことになっています。商業登記法の改正をして登記所に登記してある会社については、登記所に行って登記簿を見なくても電子的に現時点で会社が存在しているかどうかを確認できるようにしようということになって大きなセンタが稼動しつつあります。これは法人認証と簡単にいっていますが、正確には法人の代表者の認証です。会社の代表者の印というものがありますが、その電子版に対応するものといえます。

次に中央官庁です。例えば国税庁長官が押印して、何々税務署の代表者の印はこれですという証明書を出すというようなことに相当することを、電子的に行えるようにできるはずで、これらは、GPKI(政府認証基盤)の一部を構成します。

先に、住民基本台帳法が改正されましたけれども、地方公共団体が個人に対する公的認証機関になるという動きもあります。

外国や、国とは概念が違う民間団体が世界には多種存在しますので、そういったエンティティも認証機関になって参ります。

7 おわりに

以上、電子申告に関わるセキュリティについて電子署名とそれを支える電子認証を中心に紹介してきました。

電子認証とは少し違うのですが、電子公証という言葉もあります。従来、日本にも公証人制度があります。公証人役場に行って公正証書を作ってもらったり、文書に確定日付を付けてもらったりというように、色々と利用されています。これの電子版というものもあり、法務省がサービスを始めました。さらに、法律に基づくとは限りませんが、ある文書がこの時点で存在していたということを後になって証明できるようにするタイムスタンプや、電子文書が改竄されないように保管しておく安全なアーカイブといったサービスが今後盛んになると予想されます。

このようなデジタル社会における信頼感を達成する技術は、今後も続々と出て来るでしょう。

こう見てきますと、紙は意外に便利な物であったということをおぼろげに思わざるをえません。紙とは特徴が違ったデジタルの世界で税務に関わる申告やその他の実務を処理していかなければなりませんので、デジタル技術に適した情報セキュリティ技術をどんどん取り入れていかなければいけないのは当然ですが、未知の領域に属しますので、今後も経験を積んで、制度や技術に色々と改良を加え使いやすいものに育てていくことが必要となるでしょう。

小文が何らかのお役に立つことがあれば幸いです。



Tsutomu Matsumoto

寄稿者紹介

松本 勉(まつもとつとむ)。

1958年10月20日生。1986年3月、東京大学大学院博士課程(電子工学)修了、工学博士。同年4月、横浜国立大学工学部電子情報工学科専任講師。1989年11月、同助教授。1990年から1992年まで日本銀行客員研究員を兼務。1994年および1996年、カールスルーエ大学(ドイツ)客員教授、1996年ケンブリッジ大学(英国)、ブダペスト工科大学(ハンガリー)客員研究員を兼務。1996年4月より横浜国立大学大学院工学研究科人工環境システム学専攻助教授、2001年3月より同工学部電子情報工学科教授、2001年4月より同大学院環境情報研究院教授、工学部教授(併任)。

主として情報セキュリティの研究教育に従事。1981年より暗号の研究を続けている。現在の電子情報通信学会情報セキュリティ研究会や暗号と情報セキュリティシンポジウムの源流となった「明るい暗号研究会」を数人の仲間と共に創り研究をはじめた。現在は暗号理論に加えて、情報利用管理技術、耐タンパー技術、個人識別、電子取引、社会情報システム等、広くセキュリティ技術とその応用に関心を持つ。

電子情報通信学会より「情報セキュリティの基礎理論」への貢献に関して業績賞を受賞。国際会議ASIACRYPT'96プログラム委員長。ASIA-CRYPT 2000(京都、国際暗号学会主催)実行委員長。国際暗号学会元理事。総務省+経済産業省「暗号技術検討会」構成員。

email: tsutomu@mlab.jks.ynu.ac.jp

名古屋大会の ご案内

全国大会実行委員長
加知 隆行

2001年8月5日(日)
会場:ホテルグランコート名古屋



感じてください
弾けてください
21世紀
We change



はじめに

前号に引き続きまたまた登場の全国大会実行委員長、加知隆行です。

まず、会員みなさまに名古屋大会のパンフレット及び参加申込書の発送が大変遅れましたことをお詫び申し上げます。発送が遅れた分、名古屋大会をより充実したものにする予定ですのでご容赦願います。

皆様がこの広報誌をお読みになる頃には、もう既に参加申し込みを済ませていらっしゃると思いますが、万が一申し込みをお忘れになっておられましたら、まずは申し込みを済ませてから、お読み下さいますようお願い申し上げます。

大会会場

名古屋大会を開催するにあたり最初に考えたことが、どこで開催したら全国の皆様に余分な時間をとらずに済むかということでした。名古屋はほぼ本州の中心に位置し、新幹線、航空便共に便が良く、条件次第では全国どこからでも日帰りが可能だからです。

立地が良く乗り換え等に便利なことからホテルグランコート名古屋に決定いたしました。このホテルは名古屋駅よりJRで1駅の「金山」という所にあり、改札を出たら(南口)徒歩1分で到着します。又、名古屋空港からでも50分で来ることができます。そして、JR、名鉄、地下鉄の

総合駅となっておりますので、名古屋市内や近郊の行楽に出かけるには最適な場所といえます。

記念講演～懇親会

記念講演には、著書『情報世界地図98』(国際地学協会)『最新・世界地図の読み方』(講談社現代新書)や、TV朝日「サンデープロジェクト」「朝まで生テレビ」をはじめ数々の討論番組に於いて、独自の鋭い切り口で定評のあるフリージャーナリスト高野 孟(たかのはじめ)氏((株)インサイダー代表取締役兼編集長)をお招きします。必ずや今後の我々にとって指針となるメッセージを発信していただけるものと確信いたしております。



記念公演講師・高野 孟氏(フリージャーナリスト)

総会が盛り上がるか否か。これはもう参加される会員の皆様にかかっています。今我々の業界は税理士法改正、規制改革、商法改正といった重要な事柄が変わろうとしております。こういった新しい時代の流れに我々青年税理士は立ち向かっていかなければなりません。新しい税理士制度により長く携わる我々が一堂に会して議論をぶつけられる場、それが定時総会です。現そして次期執行部に直接意見がぶつけられるのはこの場において他にありません。両会長とも論戦を楽しみにしているといますので、皆様の活発な議論をお待ちしております。

総会終了後にはお楽しみの懇親会。アトラクションの目玉には各単位会対抗のゲームを用意しています。詳細についてはこの場で申し上げることはできませんが、「マイクを持つと人が変わる」(芥川会長談)と言われる厚生部長の岡部氏が何か面白い事を考えているようです。出身単位の代表を応援するもよし、酒の肴にするもよし、全国の仲間と飲食し、談笑しながらお互いの交流を深めていただきたいと思います。



近隣の観光スポット

名古屋は先端産業の中心都市として、また、三大英傑を生んだ町として見所も多く、きっと素晴らしい思い出をお持ち帰りいただけると確信しております。ご案内の最後に、この場をお借りしてチョットだけ皆様に紹介したいと思います。(所用時間は全て金山駅より)

見る

Watch

名古屋ボストン美術館

世界有数の米国ボストン美術館の50万点以上の所蔵物の中から選び抜かれた名品の数々を日本で唯一恒常的に展示している。【1分大会会場と同一ビル内】

徳川美術館

家康の遺品を中心に国宝「源氏物語絵巻」や尾張徳川家に伝わる数々の重宝「大名道具」を展示。

【JR中央線10分大曾根下車400m】

ランの館

ランをテーマに新しい暮らしを提案する。1.2haの敷地内に1,000株以上のランを展示するアトリウムをはじめモデル展示室、小温室等がある。

【地下鉄4分上前津下車】

名古屋港水族館

日本から南極に至る5つの水域に住む生物を展示。オーシャンシアターや疑似体験コーナーが人気。カメ類繁殖研究施設有り。【地下鉄15分名古屋港下車】

トヨタ博物館

自動車100年の歴史を国産車、欧米車100台余りにより体系的に紹介する世界レベルの自動車博物館。

【JR又は名鉄電車4分名古屋駅よりシャトルバス90分】

明治村



明治村イメージ

欧米の文化を積極的に取り入れ、著しく近代化した明治時代の建物を移築し、明治の文化や生活を味わう野外博物館。【名鉄電車30分名鉄犬山駅下車バス20分】

遊ぶ

Play

長島スパーランド

高さ・落差・速さ・長さで世界一を誇るジェットコースターや世界最大級の木製コースターを始め40ものアトラクションが楽しめる遊園地と、10のプールと18種55レーンのスライダーを持つウォーターパークから成る遊びの楽園。

【JR又は名鉄電車4分名古屋駅より直通バスで40分】



長島スパーランドイメージ

鈴鹿サーキット

言わずと知れたモータースポーツのメッカ。他ではあまりお目にかかれない乗物や、迫力満点のレーシングカートが揃っている。温泉やレーシングチームのショップもある。
【JR又は名鉄電車4分名古屋駅より近鉄電車で40分バス15分】

日本モンキーパーク

遊園地と、世界一のスケールを誇る世界サル類動物園が1つになった総合レジャー施設。
【名鉄電車30分名鉄犬山遊園駅下車】

体験する

Experience

産業技術記念館

トヨタグループの物作りの心を、繊維機械館、自動車館と自分で操作体験しながら機械の原理や機構を理解できるテクノランド。【名鉄電車6分栄生下車】

トヨタ会館

環境や安全から最新カーデザインまでトヨタのクルマのすべてを集めました。【JR東海道線28分JR岡崎駅(愛知環状鉄道)乗り換え三河豊田駅徒歩15分】

陶芸関係

瀬戸、美濃、七宝、常滑、四日市地区に数々の窯元や陶芸道場があり、ロクロを引いたり絵付けなどが体験できる。
【場所により異なる】

名古屋グルメ

Taste

かしわ料理

鶏肉料理のこと。ご存知名古屋コーチンを始め、三河の赤鶏などを、刺身・水炊き・味噌鍋・とりすき・焼鳥などで味わう。手羽先は庶民の味として好評。

赤味噌料理

大豆100%の赤味噌を使った料理。みそ煮込みうどん・みそかつ・みそおでん・どてみそなどが有名。



赤味噌料理イメージ

きしめん

幅の広い平らなうどん。薄口醤油のツユに油揚げ、青菜、削りカツオをのせた物が一般的。

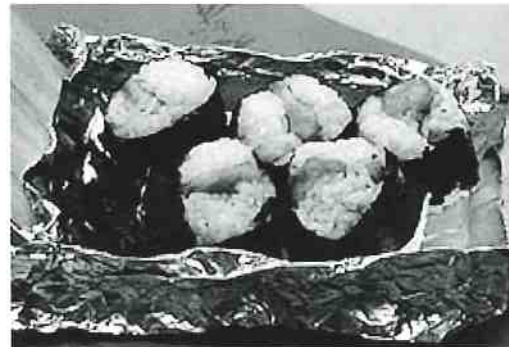
櫃まぶし



櫃まぶしイメージ

お櫃に盛られたご飯の上には細かく刻んだうなぎがのり、それを一杯ずつ茶碗に移し、ノリ、アサツキ、ワサビ、お茶(出汁)をかけていただく。

天むす



天むすイメージ

エビの天ぷらが入った海苔巻きおむすび。小さくて食べやすい。

ういろ

米の粉を湯でとき、砂糖を加えてセイロで蒸した羊羹型の菓子。

守口漬け

直径2cm、長さ2mもある守口大根を、良質の味醂と酒粕でじっくりと漬け込んだ。

Thanks Letter from 芥川会長



怒涛のようなこの1年間、突然の動員や打ち合わせにも厭顔をせず行動をともにしてくれ執行部を支えてくれた同志たち、本当に有難う。貴重な体験をさせていただいた一年、任意団体では会長の任期が終われば市井に戻り一会員になる。気持を新たにしていればいい。全国の会員の皆様のご支援、心より感謝いたします。

Take it easy but we are AOZEI.

で、瘦せたかいて？ それは名古屋のお楽しみ。

EI AMIGO!

編集の現場から

129号は税理士法改正特集号です。

21年ぶりの改正までに青税の先輩たちがどのような運動を展開していったのか、何を議論したのか、意見を集約していったのか、座談会の形で歴代執行部の皆さんに生の言葉で語っていただきました。また、今年静岡大学の教授に就任された小池先生には超多忙の中、巻頭論文を寄せていただきました。いかがでしたでしょうか？

さて、この特集号をもって、今事業年度担当の広報誌も最終号となりました。

大変厳しい全青税台所事情により、広報予算も大幅減額でスタートしたのが1年前。旬の情報はホームページに預けることとして、広報誌では会員の皆さんの声を伝えよう、なかなか全青税の活動に直接関わる事のできない全国の会員に誌面を通して全青税の体温を伝えよう、との気持ちで誌面作りをしてきました。

とは言うものの、全青にかかわり始めて2年、でも実質は単なる物見遊山(申し訳ない!)で参加していた新米部長にとって、何をどうしたらよいか皆目分らずハラハラドキドキの毎日。企画・記事の依頼・編集のたびに「どーしたらええねん。どーしたらええねん。」とオロオロ、パタパタしどおしてでしたが、締め切り直前の依頼にもかかわらず原稿を送っていただいた会員の皆さん、いろいろアドバイスいただいた先輩諸氏、最後までいいかげんな部長をサポートしていただいた部員の面々に助けられてようやく1年間のお勤めを完結することができました。ありがとうございました！

でも、新しく刷り上がった広報誌を誰よりも先に手に取った瞬間、思わずニヤニヤ。この醍醐味はたまらん！結局一番楽しい経験をさせていただいたのは私だったのかも・・・へへ

(広報部長)

広告

冊子
完成!!

みえてきた「税理士法人制度」

— 改正税理士法成立により新たな制度の創設へ —

平成13年6月15日初版発行

改正税理士法に新たに創設された
税理士法人制度について、
いち早くそのすべてを解説。

さらに法人制度出版委員会では、今後の政省令の改正や、会則変更等の動向を注視するとともに、必要な情報を収集し、税理士法人の設立マニュアル等より実務的な内容を含む「第2版」の出版も予定しています。